

平成22年度
特許庁大学知財研究推進事業

大学発デザインの産学連携及びその保護の取り組みに
関する研究報告書

平成23年2月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

目次

要約編	1
はじめに	3
第1章 デザイン産学連携の具体的事例	4
第2章 本研究の実施方法	7
第3章 デザイン産学連携のねらい	10
第4章 デザイン産学連携の実態	12
第5章 大学におけるデザイン保護の取り組み	16
第6章 デザイン産学連携における大学の知財管理の課題と今後の取り組みへの示唆	18
本編	19
第1章 デザイン産学連携の具体的事例	21
第1節 デザイン産学連携の実施事例	21
第2節 大学におけるデザイン産学連携取り組み体制の事例	60
第2章 本研究の実施方法	70
第1節 文献調査	70
第2節 大学におけるデザイン産学連携に関するアンケート調査	71
第3節 ヒアリング調査	84
第3章 デザイン産学連携のねらい	90
第1節 企業のねらい	90
第2節 大学のねらい	96
第4章 デザイン産学連携の実態	99
第1節 ヒアリング調査結果等からみたデザイン産学連携の実態	99
第2節 アンケート調査からみたデザイン産学連携の実態	114

第5章 大学におけるデザイン保護の取り組み.....	122
第1節 大学の意匠登録状況調査・分析.....	122
第2節 大学におけるデザイン保護手段.....	134
第6章 デザイン産学連携における大学の知財管理の課題と今後の取り組みへの示唆...138	
第1節 デザイン産学連携における大学の知財管理の課題.....	138
第2節 今後の取り組みへの示唆.....	142
補章1 アンケート結果.....	145
1. アンケート集計結果.....	145
2. 質問項目別回答.....	159
補章2 文献調査で得られた産学連携事例一覧.....	171
資料編.....	177
研究体制.....	179
研究会議事要旨.....	182

要 約 編

はじめに

本研究は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングを研究実施機関とする、平成 22 年度特許庁大学知財研究推進事業として行われたものである。研究体制として、本研究に関する専門的な知見を有する大学関係者、産業界有識者等で構成される研究会を設置し、委員が保有するデザインの産学連携についての専門的な知見を得ながら研究を実施したものである。

我が国の産業競争力を強化していくために、産官学の英知を結集してスピード感をもってイノベーションを効率的に進め、発明やデザイン等の創造・保護から市場展開に至るまで時代に対応した知財戦略の実行を図っていくことが求められている。大学には創出した知的財産を産業界に移転してイノベーションの促進につなげる役割が期待されており、諸施策が講じられ、知的財産管理・活用体制等の整備は一定程度進んだところである。

しかし、大学を取りまく環境の変化に伴い、大学の知的財産活動に関する課題も不断に生じ続けている。そこで、大学等研究者を含む産業財産権制度ユーザーにとって実践的な研究成果をとりまとめることにより、産業財産権制度・情報の戦略的な活用を推進していくことが必要である。また、本研究が大学等研究者を含む産業財産権制度ユーザーに活用されることで、大学発のイノベーション創出をさらに促進させる効果が期待できる。

近年において、デザインはブランドを構築するための重要な知的財産であるとの認識が深まり、デザインが果たすべき役割への期待は年々高まっている。大学においても、大手企業と共同で製品のデザイン開発をする例、地場産業や地域と連携して伝統工芸技法を生かした製品のデザインを提案する例、デザインの製品化支援をする民間企業と協力してビジネスを展開する例など、地域や民間企業等と連携してデザインを創作し、社会に発信する事例が見られるようになってきている。

このようにデザイン分野における大学の多様な取り組みが進む一方で、企業等との産学連携の具体的事例及びそれらデザインの保護の方法について分析した研究はほとんどなされていない。また、産学連携の過程で創出されるデザインの権利の帰属が明確でないことに起因して、製品化後に契約上の問題が生じる例もあり、デザイン分野における産学連携をより円滑に推進するための研究を早急に進める必要がある。

そこで、本研究はデザイン分野における産学連携の事例を収集し、これらの事例から産学連携で創出されるデザインの意匠権等による効果的な保護及び活用の手法について分析し、デザイン分野におけるイノベーション促進のための効果的な産学連携の在り方について提言等することを目的としている。

第1章 デザイン産学連携の具体的事例

1. デザイン産学連携の実施事例

本研究では、デザイン産学連携の実態を把握するため、デザイン産学連携の具体的事例を収集し、産学連携を実施した趣旨やデザイン保護の取り組みについて調査を行った。事例を収集・分析した結果、以下のような類型分けをすることができた。

類型名	内容
【類型1】製品開発	製品の開発を依頼するケース。内、2つのケースに細分化できる。 ① 企業が保有する技術等を背景に、特定の製品イメージを持たずに新規の製品開発を依頼するケース(以下「新規製品開発」という) ② 特定の製品をイメージしてそのデザインを依頼したり、現在ある製品の改良を依頼したりするケース(以下「新製品のデザイン開発」という)。
【類型2】評価	大学による人間工学に基づく実験等からの客観データにより、デザインの評価を得るために行うケース。
【類型3】大学発ライセンス	大学の教員が自らデザイン開発を行い、権利化し、大学が企業に製品化の売り込みを図り、ライセンス契約等を実施しているケース。
【類型4】先進的デザイン開発	いわゆるアドバンスデザインと呼ばれる、すぐには製品化されないが、研究として新しいデザインのあり方の提案を大学に求めるケース。
【類型5】その他	上記類型に含まれないデザイン開発。

本節では、収集した事例について、その産学連携の内容や企業のねらい等について事例ベースでとりまとめた。本節で示した事例を整理すると下表の通りとなる。

区分	物品	連携先企業名	大学名	
製品開発	新規製品開発	スポーツ用アンダーウェア	株式会社エヌエスケーエコーマーク	法政大学
		紙を使用した製品	安達紙器株式会社	長岡造形大学
		小型犬用首輪	株式会社サンクロス	産業技術大学院大学
		新たなゴム製品の提案	有限会社内山加工所	東京芸術大学
		自動開閉カーテン	株式会社アイスリー	東京工芸大学
	定規	アッシュコンセプト株式会社	千葉大学	
	新製品のデザイン開発	ブックスタンド	株式会社サイトーウッド	名古屋芸術大学
		学習用家具	コクヨファニチャー株式会社	東京大学
		学習用家具	コクヨファニチャー株式会社	金沢美術工芸大学
		スピーカー	シーエルディー株式会社	東京造形大学
		防災用ヘルメット	株式会社香彩堂	長岡造形大学
		置き時計	株式会社さんてる	東京工芸大学
		照明器具	ツジコー株式会社	成安造形大学
		知育玩具	株式会社木の里工房木薫	京都精華大学
		携帯電話機の画面の壁紙	株式会社 東芝	多摩美術大学
		缶ビール（大阪地区限定販売）	麒麟麦酒株式会社	近畿大学
		ネクタイ	京都産業21環の会(KSR)商品開発グループ	京都造形芸術大学
		ラック	株式会社ニッコー	近畿大学
		情報端末	ハイテックシステム株式会社	東北芸術工科大学
		カーポート	三和エクステリア新潟工場株式会社	長岡造形大学
射出成形機		株式会社ニイガタマシンテクノ	長岡造形大学	
半導体製造装置	株式会社アドテックエンジニアリング	長岡造形大学		
評価	家庭用洗剤容器	ライオン株式会社	千葉大学	
	ボールペン	ぺんてる株式会社	千葉大学	
	デジタルムービーカメラ	三洋電機株式会社	千葉大学	
	特別な支援を必要とする子どもたちの生活・学習をサポートする携帯電話用アプリケーション	富士通デザイン株式会社	香川大学	
	車いす用クッション	横浜ゴム株式会社	東京大学	
	医療用はさみ	株式会社メディカル R&D	千葉大学	
	手すり	三協立山アルミ株式会社	富山大学	
大学発ライセンス	外壁プレハブユニット	なし（大学が独自に開発）	九州大学	
	折り畳み式携帯スツール	なし（大学が独自に開発）	九州大学	
	帽子	なし（大学が独自に開発）	九州大学	
先進的デザイン開発	携帯通信機器（ユビキタスプロダクトの新しいインタラクシヨンの研究）	大手企業	総合大学	
	照明関連機器	大手企業	総合大学	
その他	ペットボトル	日本山村硝子株式会社	広島大学	
	理美容用車椅子	有限会社ビューティフルライフ	佐賀大学	

2. 大学におけるデザイン産学連携取り組み体制の事例

全国の大学のホームページを参照すると、積極的に産学連携に関する施策や産学連携のプロジェクトを紹介している大学がいくつか見られる。そこで、本節では、デザインの産学連携に関して特徴的な体制整備を行っている大学の例を紹介する。

(1)武蔵野美術大学

武蔵野美術大学は、大学として組織的で積極的な対応が見受けられる事例である。産学連携の窓口として、「武蔵野美術大学研究支援センター」が一括して、産学連携の窓口を担っている。産学連携の窓口機能は、美術・デザイン系大学でも整備が進んでいるが、本大学では、産学連携に対する取り組みとして、全学的サポートのもとに進めること、窓口の研究支援センター以外に、産官学共同研究推進委員会が組織的に管理することが特徴として述べられている。

産学連携による研究形式は、「カリキュラム導入型」「課外プロジェクト型」「プロフェッショナル型」の3パターンを設定している。「カリキュラム導入型」「課外プロジェクト型」は、学生を中心として教員と企業側の指導員が指導を行いながら進めていく形式であり、「プロフェッショナル型」は、教員を中心により高度なデザイン開発を行うための研究形式である。本大学は、このような明確なルールと体制を構築して産学連携に取り組んでいるのが特徴の大学であると見受けられる。

(2)東北芸術工科大学

東北芸術工科大学は、地方の美術・デザイン系大学として、意欲的に産学連携に取り組んでいる事例である。東北芸術工科大学は、産学連携の窓口機能として、「総合研究センター」が設置されており、独自サイトが設置されている。

また、美術・デザイン系大学としてはあまり例がない、知的財産ポリシーを制定しており、知的財産の権利化と社会的活用に努めること、適切な知的財産管理・保護のため、必要な組織整備及び制度整備を行うこと、受託研究・共同研究等で生じる知的財産権については契約書等で帰属を明示すること、また学内での権利の帰属も大学と研究者と協議をすること等が掲げられている。

一方で、デザイン分野の産学連携に関する実績も豊富に紹介されている。特に、「DESIGN FARM/デザインファーム」というタイトルで、代表的なプロジェクトの紹介が豊富に掲載されているのが特徴である。産学連携の領域も広く、また、地方ならではの例を豊富に紹介している。

(3)九州大学

九州大学は、デザイン専門のTLO(アジアDLO)を設置し、権利管理の活用も含めて、地域と連携しつつ、積極的にデザインの産学連携に取り組んでいる事例である。

九州大学は、九州芸術工科大学と統合し、デザインの教育、研究部門を有するユニークな総合大学であること、同じ時期に知的財産本部を設置したこと、他のアジア諸国と地理的に近く、歴史的、経済的にも結びつきが強い地域特性を有していることなどから、デザイン分野の産学連携を、アジアを視野に入れた地域連携により展開すべく、九州大学の産学官民の交流拠点である九州大学USIサテライトに「アジアDLO」を設置している。

第2章 本研究の実施方法

1. 文献調査

デザイン関係の書籍・報告書、記事、大学ホームページ、その他インターネット情報等を参考に、デザイン産学連携の事例を可能な限り収集し、ヒアリングや事例調査の対象となる事例をピックアップし、デザイン産学連携における企業や大学のねらい、デザイン産学連携のプロセス、権利化の状況等の観点から取りまとめを行った。

2. 大学におけるデザイン産学連携に関するアンケート調査

デザイン分野における産学連携の目的、及び意匠権を中心としたデザイン保護の取り組みの実態を把握するための基礎データを網羅的に収集することを目的として、全国の大学に対してアンケート調査を実施した。

アンケート対象は、全国の知財本部、産学連携組織等が整備されている大学（文部科学省ホームページ「大学知的財産本部（産学連携窓口）一覧」より）と、知財本部、産学連携組織等が整備されていない大学のうちデザイン系講座持つ大学とし、合計 197 校に実施した。配布、回収状況は以下の通りである。

大学種類	配布数	回収数	回収率	回収されたうち、デザインやものづくりの研究を行っている と回答した大学
全大学	197 校	127 校	64.5%	94 校
うち、「知財本部、産学連携組織を整備している大学」	152 校	110 校	72.4%	77 校
うち、「知財本部、産学連携組織を整備していない大学」	45 校	17 校	37.8%	17 校

3. ヒアリング調査

大学、企業、地域産業支援団体における、デザイン産学連携の取り組みのねらい、実態を把握するため、ヒアリング調査を実施した。

(1)大学へのヒアリングについて

①調査対象

総合大学でデザイン専攻を有する大学、美術・デザイン系大学を中心として対象の選定を行い、ヒアリング調査を実施した。また、総合大学でデザイン専攻を有する大学、美術・デザイン系大学ともに、地域性も考慮し、都市部の大学、地方の大学の両方を選定した。調査対象大学の構成は次の通りである。

- ・総合大学でデザイン専攻を有する大学（都市部 2 校、地方 2 校）
- ・美術・デザイン系大学（都市部 2 校、地方 3 校）
- ・総合大学でデザイン専攻を有しない大学で意匠出願実績のある大学 1 校

その大学の産学連携を担当している部署の担当者にヒアリングを行った。また、創作者である教員の紹介が受けられた場合には教員にもヒアリングを行った。教員にヒアリングを行った大学は、以下の通りである。

- ・総合大学でデザイン専攻を有する大学（都市部） 1 校
- ・総合大学でデザイン専攻を有しない大学（地方） 1 校

②ヒアリング調査項目

1. 産学連携担当者向けのヒアリング調査項目

- 1)大学の概要
- 2)デザイン産学連携の現状
- 3)デザイン産学連携の権利化について
- 4)デザイン産学連携の優良事例

2. 教員向けのヒアリング調査項目

- 1)デザイン産学連携事例の内容
- 2)デザイン産学連携の権利化について

(2)企業へのヒアリングについて

①調査対象

文献等でデザインの産学連携の事例が見受けられた大企業、また、ヒアリング先大学で紹介を受けることができた中小企業を選定した。調査対象企業の構成は次の通りである。

- ・大手電機メーカー 2社
- ・大手化学関連メーカー 2社
- ・大手事務機器関連メーカー 1社
- ・中小企業 3社（機械、情報、その他）

②ヒアリング調査項目

- 1)大学との産学連携について
 - ・産学連携によるデザイン開発概要
 - ・大学の選定、契約等
 - ・産学連携のプロセス
 - ・産学連携の成果、課題
- 2)デザイン開発の権利化について
- 3)デザイン産学連携の優良事例

(3)地域産業支援団体へのヒアリングについて

①調査対象

デザイン産学連携の支援に取り組んでいる事例を有する団体を2団体選定して実施した。

②ヒアリング調査項目

- 1)大学との産学連携について
 - ・産学連携によるデザイン開発概要
 - ・大学の選定、契約等
 - ・産学連携のプロセス
 - ・産学連携の成果、課題
- 2)デザイン開発の権利化について
- 3)デザイン産学連携の優良事例

第3章 デザイン産学連携のねらい

1. 企業のねらい

(1) ヒアリング調査からみた企業のねらい

企業が大学に依頼しているテーマ、背景などについて、ヒアリング調査を行った。ヒアリング調査結果を整理し企業側のデザイン産学連携のねらいを大別すると、以下の6通りのケースに分類された。

① 企業等が将来の価値提供のアイデア、コンセプトを探るための活動を大学に依頼しているケース

企業から将来の製品、サービスのあり方の切り口、視点、コンセプトの提案を大学に求めるものであり、必ずしも事業の具体的実施を想定して依頼するものではない。

② 企業等が大学に人間工学等、大学が保有する実験設備、先進的評価手法等による、客観的なデータに基づくデザイン評価を求めるケース

使いやすさや心理的な負担をかけないなど、人間にとって望ましいデザインを、筋電図による筋肉への負担の計測、脳波の測定、心理学的な実験、モーションキャプチャーによる動作解析など、さまざまな先進的な実験手法により計測し、人間の感覚、感情で判断される対象について、客観データを示し、企業の製品開発の課題に応えるもの。

③ 企業が大学に新製品の提案を求めるケース

企業が持っている既存技術を使って、これまでの製品分野とは異なる製品やサービスの提案を大学に求めるもの。

④ 企業が大学に斬新なデザインの提案を求めるケース

既存製品に改良を加え、斬新なデザインの製品を開発したいというケース。

⑤ 企業がリクルート等を目的として実施するケース

産学連携の過程のなかで学生の資質を判定して、自社採用の候補者としてリクルートを行うケース。

⑥ その他のケース

その他、企業として大学の先生との人脈確保、教員が保有している情報を得たい、地方企業においては依頼するデザイナーが見つからないため地元の大学に依頼をする、等。

(2)アンケート調査からみた企業のねらい

大学に対するアンケート調査の結果によると、大学側が認識している企業のねらいとして最も大きいのが、「大学の専門性を活かしたデザイン開発・評価」であり、「斬新なデザインの提案」がそれに続いていた。知財本部・産学連携組織の整備の有無で分析すると、知財本部・産学連携組織を整備していない大学(美術・デザイン系大学)は、「大学の専門性を活かしたデザイン開発」「斬新なデザインの提案」だけでなく、「安価なデザイン開発」も非常に高い割合となっている。

2. 大学のねらい

(1)ヒアリング調査による大学のねらい

①産学連携担当からみたねらい

大学がデザイン産学連携に取り組むねらいについては次のようなケースがみられた。

1)大学が産学連携を社会貢献・地域貢献のために実施していると捉えているケース

社会貢献については、研究成果を社会還元して社会貢献を行うタイプと、芸術活動そのものを社会に還元して社会貢献を行うことを目指すタイプに分けられる。

2)大学が産学連携は、学生の教育のために実施していると捉えているケース

大学が産学連携に取り組む目的として学生の教育も重視されている。産業に貢献できる人材を輩出するための教育機会として、産学連携が活用されている。

②教員からみたねらい

教員として産学連携に取り組むねらいとしては、社会での研究の実践、学生のモチベーション向上などへの期待であった。

(2)アンケート調査による大学のねらい

デザイン産学連携に取り組む大学のねらいについて、最も多かったのが「地域産業への貢献」であり、「学生の教育」「研究費の獲得」がそれに続いている。一方で、大学の種類別にみると、知財本部・産学連携組織を整備していない大学では、「地域産業への貢献」と「学生の教育」が非常に高く、知財本部・産学連携組織を整備している大学(国立、総合大学等)では、上記2項目も高いものの、「研究費の獲得」「研究水準の向上」「教員のモチベーション向上」「教員の業績」といった項目が、知財本部・産学連携組織を整備していない大学よりも高くなっており、より教員の研究に重きが置かれている可能性があることが示唆された。

第4章 デザイン産学連携の実態

本章では、デザイン産学連携の実態を把握するため、ヒアリング調査及びアンケート調査を実施した。

1. ヒアリング調査結果からみたデザイン産学連携の実態

デザイン産学連携の具体的プロセス、権利の捉え方などについて、ヒアリング調査を行った。

(1)デザイン産学連携の体制、規定

①総合大学

総合大学については、知財本部が設立され、専門のスタッフが常駐しており、デザイン専門の知財管理部署を有している大学もある。産学連携に関する規定類も整備されており、契約には権利関係も明確に規定されている。共同出願で独占実施の場合にロイヤルティを要求する大学もある。また、職務発明規定が整備されており、意匠権については、その中で取り扱うこととされている。

一方で、美術・デザイン系大学では、知財の専門スタッフを有して、管理を行っている組織はみられなかった。各大学とも産学連携の窓口機能は整備しているが、担当者は、他業務と兼務している場合もあり、契約、知財についての専門職ではない。

(2)産学連携のプロセス

①企業からの依頼から大学での受け入れまで

総合大学、美術・デザイン系大学ともに大学の産学連携の窓口企業から相談がきて、教員を紹介するケースと、企業が個別に企業を訪問して、共同研究となるケースがある。産学連携窓口の担当者の役割は、企業と教員の打ち合わせに初めの段階から同席して支援をするケースがある一方で、企業と教員が話を固めてから産学連携窓口企業に依頼がくるケースもある。

大学としてデザインの産学連携を受け入れる際の判断基準は大学としての教育、研究に相応しい依頼内容か、という点である。企業から大学に対して産学連携の内容に関する十分な説明を行い、製造現場を見学させる等、教員の指導のもとに企業が学生と一緒に価値の提供のあり方を考えていくというプロセスを実施できるような教育的配慮がなされている案件が、大学に採用されている。

②産学連携開始後の進捗管理

次に、産学連携が開始された後の管理であるが、大企業については、研究そのものは教員主導であるものの、期限管理等は企業が主導するという場合が多いとの意見があったのに対し、中小企業の場合は、大学におまかせというかたちで依頼してくるケースもあるとのことであった。

③共同研究の費用について

総合大学は、管理費と実費で共同研究費が構成されていた。美術・デザイン系大学では、管理費、実費の他に学生指導料を加えて請求している大学や、デザイン料を請求している大学があった。

(3)権利の捉え方

①契約

総合大学は共同研究で生じた権利は大学が持分を保有すべきであるので、それを契約として企業側が承諾できない場合は原則として契約を断る、という交渉をしている。一方、美術・デザイン系大学の場合は、多くの大学で権利を企業に譲渡する契約になっている。

また、美術・デザイン系大学の場合、権利関係の帰属が契約において曖昧であるため産学連携において問題が生じているという企業のコメントもあった。

②意匠権の管理

総合大学は、職務発明規定があるため、まず教員から大学に届出がなされ、大学が承継した場合には大学と企業とで共願する。ただし、企業に対して、出願前に権利を譲渡しているという大学もある。大学が承継しない場合には、教員の個人帰属となり、企業に教員から無償譲渡されている場合が多い。

一方、美術・デザイン系大学は多くの大学で職務発明規定がないため、教員から大学への意匠創作の届出はない。従って、大学は産学連携で意匠が創作されていても情報としては把握が難しい状況になっている。美術・デザイン系大学では、大学の意思が反映されずに契約が行われており、大学による意匠権の活用機会が損なわれている可能性がある。実際に、デザイン分野においても意匠出願につながるケースは多いことが想定されることから、美術・デザイン系大学が活用できそうな意匠権が産学連携において創出されている可能性も十分考えられる。

(4)海外におけるデザイン産学連携の事例

①海外における大学から見た産学連携の意義

文献調査によると、欧米におけるデザイン教育の特徴として、デザインとビジネスの双方に係る教育が重要視されており、実践的なデザイン教育は大学院レベルの課程やビジネススクールにおいて行われている例が多い。その他の特徴として「クロス・ディシプリン教育志向」が強いという指摘がなされており、デザイン、ビジネス、エンジニアリングの各分野を学ぶ者3者がチームとなって模擬商品開発を行うといった教育がなされることが多いようである。

また欧米におけるデザイン教育の特徴として「実践教育志向」が強いという指摘がなされている。デザイン教育を実施する教育機関などにおいて、企業との密接な接点が保たれており、受託プロジェクトの実施や企業へのインターン学生の派遣などの方法で盛んに産学連携が行われている。

②産学連携に積極的な大学と実際

欧米主要国だけを見ても、産学連携に積極的に取り組んでいる大学などの教育機関は極めて多数に上るが、例えば日本においても紹介されている有名大学としては以下のような大学がある。

- デルフト工科大学インダストリアルデザインエンジニアリング学部 (Faculty of Industrial Design Engineering, Delft University of Technology)
- アールト大学 (旧ヘルシンキ芸術デザイン大学、Aalto University)
- イリノイ工科大学インスティテュートオブデザイン (Institute of Design, Illinois Institute of Technology)
- プラットインスティテュート (Graduate Program in Design Management Pratt Institute)
- 清華大学美術学院 (Industrial Design Department, Academy of Arts and Design, Tsinghua University)
- ツウォルフライン・スクール・オブ・マネジメント・アンド・デザイン (Zollverein School of Management and Design)

2. アンケート調査からみたデザイン産学連携の実態

(1)産学連携の状況

①デザイン分野の産学連携を行っている大学の割合

デザイン分野の研究等を実施している大学のうち、デザイン分野の産学連携を実施している割合は、45.7%であった。なお、デザイン産学連携を行っている割合は、知財本部、産学連携組織を整備していない大学(主に美術・デザイン系大学)の方が高く、8割以上の大学が産学連携を実施している。

②プロダクトデザイン分野の産学連携実施件数の推移

デザイン分野の産学連携を行っている大学での年間の実施件数は増加傾向にあり、2009年度の平均は5.0件/年であった。

③デザイン産学連携を行っている物品分野

デザイン産学連携を行っている物品分野(日本意匠分類グループ別)としては、いずれの大学も生活用品、衣服及び身の回り品の割合が高くなっている。

④連携先企業等の産業分野

連携先企業等の産業分野としては、製造業が圧倒的に多く、国・自治体等、医療・福祉と続いている。「知財本部・産学連携組織を整備していない大学(美術・デザイン系大学等)」は「知財本部・産学連携組織を整備している大学(国立、総合大学等)」に比べて、国・自治体等、公的支援機関(地場産業振興センター等)との連携の割合が高い。また、卸売業・小売業との連携の割合も高くなっている。

(2)デザイン産学連携の権利化の状況

①権利帰属の実態

意匠権を取得した場合の権利の帰属については、「知財本部・産学連携組織を整備している大学(国立、総合大学等)」では約6割が企業との共同出願としているのに対し、「知財本部・産学連携組織を整備していない大学(美術・デザイン系大学等)」で共同出願としているのは約3割であった。

②意匠権等に関する規定

意匠権等に関する規定の状況を見ると、「知財本部・産学連携組織を整備している大学(国立、総合大学等)」では約9割が職務発明規定等でカバーされている。一方で、「知財本部・産学連携組織を整備していない大学(美術・デザイン系大学等)」では知的財産の取扱いに関する規定がない大学が約3割ある。

③教員が出願した意匠権把握の可否

デザイン分野の産学連携を行っている大学の中で、意匠権に関する規定やルール等を定めていない大学のみ抽出して、教員が出願した意匠権を把握する手段の有無を質問したところ、約8割の大学が把握することができていないと回答した。

第5章 大学におけるデザイン保護の取り組み

1. 大学の意匠登録状況調査・分析

(1)調査の概要

大学における意匠登録状況について把握するため、IPDL や文献等を活用して、大学による意匠登録を抽出し、意匠登録状況に関する情報等の分析を行う。併せて、大学による意匠出願同行に影響を及ぼすと考えられる技術的背景や社会的背景との関連性について分析する。

データについては、IPDL より、出願人・意匠権者に「大学」を含む出願を抽出した。なお、これはあくまで出願人に「大学」の名称が含まれるデータのみを抽出したものであり、デザイン分野の産学連携を通して創作されたデザインに関する意匠権のうちのごく一部を示すものであることに留意する必要がある。

(2)大学による意匠登録(「大学」を出願人に含む意匠登録)動向

大学による意匠登録数、大学と企業との共同出願による意匠登録数(「大学」を出願人に含む意匠登録のうち、企業等との共同出願による意匠登録数)の推移を見ると、ともに増加する傾向にある。一方、日本意匠分類(グループ)別に大学による登録数割合をみると、最も多いのが、一般機械器具であり、事務用品及び販売用品がそれに続いている。なお、一般機械器具分野について、より詳細に分析するため、日本意匠分類の大分類別比率を見ると、医療機械器具が8割を占めていた。

大学による部分意匠登録率は増加傾向にある。

(3)時系列的集計

大学による意匠登録数、大学と企業との共同出願による意匠登録数ともに増加傾向にある。また、日本意匠分類(グループ)別の推移を見ると、サンプルが少なくばらつきがあるものの、傾向として一般機械器具分野と電気電子機械器具分野及び通信機械器具分野の比率が高まっている。

(4)大学別集計

大学の意匠登録の順位をみると上位大学の多くが、知財本部・産学連携窓口が設定されている大学であった。

2. 大学におけるデザイン保護手段

大学で創作されたデザインを社会で活用していくためには、デザインの保護を講じていく必要がある。デザインの最も効果的な保護の方法は、法律に基づく保護である。法的な保護手段としては意匠法がある。意匠法は、工業的に生産される物品のデザインを保護するものであり、デザイン保護の手段の中核となるものである。一方、意匠法以外でも商標法、著作権法、不正競争防止法、特許法、実用新案法により創作の内容が保護される場合がある。

デザインの保護にあたり、意匠権の取得には専門知識に加え、費用もかかることから、大学での創作を意匠権で保護することには難しい面もある。美術・デザイン系大学では、学生が日常的にデザインの創作に関与しているという特徴があることから、学生に対して、他者のデザインの権利尊重、保護の意識啓発などを講じていく必要があると思われる。学生が創作したデザインの簡易な保護手段として、社団法人日本デザイン保護協会の創作デザインの寄託制度もある。

第 6 章 デザイン産学連携における大学の知財管理の課題と今後の取

り組みへの示唆

1. デザイン産学連携における大学の知財管理の課題

デザイン産学連携における大学の知財管理の課題について、美術・デザイン系大学、総合大学それぞれの課題を以下の通りとりまとめた。

- (1)美術・デザイン系大学の知財管理体制
- (2)美術・デザイン系大学における意匠制度への認識
- (3)総合大学におけるデザイン保護のあり方
- (4)大学で創出されるデザインの意匠法による保護
- (5)大学におけるデザイン産学連携に携わる人材の育成、教育の必要性

2. 今後の取り組みへの示唆

1. の課題を受けたうえで、今後の取り組みの方向性として以下の点についてとりまとめた。

- (1)美術・デザイン系大学の体制整備
 - ①美術・デザイン系大学の契約、規定類の検討
 - ②大学での知財管理の専門家、経験者の活用
 - ③大学デザイン知財支援のためのネットワークの構築、情報提供
- (2)美術・デザイン系大学に対する意匠制度の広報と意匠制度活用の促進
 - ①美術・デザイン系大学に対する意匠制度の広報の促進
 - ②美術・デザイン系大学に対する意匠制度活用に対する支援
- (3)総合大学におけるデザイン保護の規定、運用の検討
- (4)大学で創出されるデザインの法的保護ニーズの把握
- (5)大学におけるデザイン産学連携に携わる人材の育成、教育